平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-18)

施策目標	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する										担当部局名	海上保安庁			作成責任者名	総務部政務課長		
施策目標の概要及び達成す	すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する										施策目標の 評価結果	4	政策体系上の 位置付け	5 安全で安心 安・生活安全の	できる交通の確保、治確保	政策評価実施 予定時期	² 成31年8月	
				実績値														
業績指標			目標値 設定年度	24年度	25年度	三 26年度 27年度 28年度 評価結果 目標値 目標年度			業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等									
67 要救助海難の救助率		96%	平成23年 〜平成27 年の平均	96%	96%	95%	97%	95%	A	95%以上	毎年	とする。なお、 も95%以上に ※第10次交通	ける死者・行方不明者を 平成28年3月11日に関 維持確保とすることが自 安全基本計画閣議決 い水準で推移しており、	議決定された第10次 目標として掲げられて 定前の5年間(平成23	交通安全基本計 いる。 3年~平成27年)	画において、要救助治 の統計によれば、要救	野難に対する全体の 助海難に対する全体	救助率を、今後
68 航路標識の耐震補強の整備率			平成26年度	72%	75%	78%	80%	81%	В	100%	平成32年度	耐震補強整備 耐震対策を調	こおける海上輸送ルー を推進する。 青じる必要があると判定 整備重点計画第2章 1	ごされた航路標識229	基について、平月	成32年度までに、その ⁻	すべてを耐震補強す	ってととした。
	予算	類計(執行	万額)	29年度								関連する						
達成手段 29年度 (開始年度) 行政事業レビュー 事業番号		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)		当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要						業績指標番号		段の目標(29年度 プット、下段:アウ				
(1) 航路標識整備事業費 (昭和23年度)						ンターの機能拡	充を図っているほか、←	今後予想される大規	68									
巡視船艇の整備に関す (2) る経費 (昭和23年度)	る経費 203 型巡視船等を整備し、また、これら以外の老朽・旧式化した巡視船舶					を、尖閣諸島等にいる。 いる。 が旧式化しており 上保安体制強化 等についても必 び海象観測を行	における領海警備、海洋 リ、早急な代替整備が過 に関する関係閣僚会記 要性を見極めながら整 示い、海上における治安	样権益の保全に関す 必要不可欠であるこ 義決定)を受けた大 を備を行う。 でを維持し、遭難船員	67									

航空機の整備に関する (3) 経費 (昭和23年度)	204	13,912	14,033	24,901	11,613	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 それに伴い老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う一方、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)を受けた航空機の整備についても実施する。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	67	
巡視船艇の運航に関す (4) る経費 (昭和23年度)	205	32,324	30,298 (30,177)	23,854	25,033	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務に対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索教助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための枢要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するととは、運動に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしょう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	67	
航空機の運航に関する (5) 経費 (昭和23年度)	206	8,711	9,102	9,336	8,351	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務に対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための枢要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしょう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、連難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。	67	
治安及び救難体制の整 (6) 備に関する経費 (昭和23年度)	207	7,575 (7,245)	9,939 (9,428)	8,263 (8,061)	7,223	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。	67	
環境・防災体制の整備 (7) に関する経費 (昭和23年度)	208	102 (98)	101 (93)	97 (92)	158	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る事務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は基大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。	-	

海上保安官署施設整備 (8) に関する経費 (昭和23年度)	209	2,992	5,302	2,350	1,776	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための枢要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要となる施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、領海警備体制強化に伴う巡視船の係留施設・船艇用品庫の整備や、乗組員用の宿舎建設等を行っている。	67	
情報通信システムに関 (9) する経費 (昭和23年度)	210	5,477	3,841 (3,735)	5,436	3,981	海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るために行う法令の海上における励行、海難教助、海上における犯人の捜査 及び逮捕等の事務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備等の 業務にも対応することが求められている。 これらの質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への 指示・命令を迅速かつ的確に行うとともに、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで 伝送するなどの対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行する上で不可欠な情報通信システムの整備 及び管理を行っている。	67	
海上交通安全に関する (10) 経費 (昭和23年度)	211	1,785	1,699 (1,652)	1,527	222	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	-	
(11) 海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	212	1,011	932	657 (651)	593	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、舗地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	・海図の新刊、改版及び補正図の合計刊行図数 ・船舶交通の安全に必要な情報を水路通報・航行警報等により、確実に提供する。
(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	213	749	1,154	2,739	2,965	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	・海底地形、地殻構造、領海基線等の調査日数 ・海底地形調査等の結果をもとに集積される基盤的情報の利活用率100%を維持する。

施策の予算額・執行額	111,366 (106,641)	111,925	158,566	105,144	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	・第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日) 「治安に対する信頼も欠かせません。(中略)平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取組を徹底します。(中略)「世界一安心な国」、「世界一安全な国、日本」を作り上げます。」 ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に、万全を期してまいります。そして食糧、医療などの人道支援。テロと闘う国際社会において、日本としての責任を、毅然として、果たしてまいります。」
備考						